

保護者のみなさんへ

インターネットの利用による被害から 子どもを守るために



平成22年7月1日

香川県教育委員会

子どもを取り巻くインターネット環境

日ごろは、本県の教育施策に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

近年の子どもを取り巻くインターネット環境は、著しい発展と目まぐるしい変化を続けており、子どもたちの日常生活に様々な影響をもたらしています。中でも、携帯電話については、本年6月に実施した調査で、本県の児童生徒のうち、自分専用の携帯電話を所持している小学生は平均11.1%、中学生は平均31.1%となっています。

県教育委員会では、携帯電話の学校への持ち込みを原則禁止としており、これまでも、広報誌『さぬき教育ネット』等を通して、携帯電話は電話機能のついたインターネット端末であるとの認識のもと、子どもが携帯電話のインターネット利用による事件に巻き込まれないための注意を喚起してきました。

危険性を認識していない子どもたち

しかしながら、携帯電話のプロフやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）機能の付いたゲームサイト等を利用していた県内の子どもたちが、性的な被害に遭うという事件が引き続き発生し、小学生が被害に遭う事案も見られます。

多くの子どもたちは、被害に遭う危険性を十分に認識することなく利用をしているように思われ、中には、本名や学校名、自分の顔写真を掲載するなど、個人情報やネット上に流出している場合も見られ、大変危険な状況であります。



また、インターネット機能を持ったゲーム機器を所持する子どもたちが増えており、その利用においては注意が必要です。

日頃から利用についての話し合いを

どうしても携帯電話を持つ必要がある場合には、使用する時間や接続されるサイトを制限する機能やコミュニティサイトへの接続を制限するホワイトリスト方式のフィルタリング(※)を行うことが、子どもを被害から守るための手段となります。

このような点をふまえ、日頃から、子どもと携帯電話やインターネット利用の必要性や危険性に



ついてしっかり話し合いをするようお願いいたします。

保護者のみなさまに、再度確認いただきたいこと

- ① 必要がない場合は携帯電話を子どもに持たせない。
- ② 子どもに携帯電話を持たせる場合には、
 - ・ホワイトリスト方式のフィルタリング及び機能制限を必ず行う。
 - ・携帯電話やネットに関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底する。
- ③ 子どもが相談できる関係を作る。



※ ホワイトリスト方式のフィルタリングは、購入時に販売店へ申し出ることにより、無料で設定ができます。